

児童手当制度改正 申請確認フローチャート

現在、紀宝町から児童手当(特例給付)を受けている

はい

いいえ

高校生年代の児童を養育している

はい

いいえ

高校生年代の児童は算定児童として登録している

はい

いいえ

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

いいえ

申請は不要です

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

いいえ

「額改定請求書」を提出してください

はい

「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

はい

児童を養育している方の中で所得の高い方は公務員である

はい

いいえ

勤務先にお問い合わせください

所得の高い方の住民票のある場所は紀宝町である

はい

いいえ

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を第1子とカウントしたときに、児童数が3人以上になる

はい

いいえ

「新規認定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

「新規認定請求書」を提出してください

※紀宝町に住民票のない高校生年代を養育している場合は、「別居監護申立書」と「住民票」の提出が必要です。役場福祉課にご連絡ください。